

日本が取り組む金融イノベーション： 電子記録債権

電子記録債権法が成立した。2008年12月までに施行される予定である。新たな類型の金銭債権を作り、その流通を促進するという、欧米に先例の無い金融イノベーションであり、手形の代替に加えて、売掛債権の流動化や、ローン契約管理の合理化など、幅広い分野での応用が期待される。

日本の金融・資本市場ではペーパーレス制度の整備が各種の証券・資金決済において進んでいる。証券決済ではCPの電子化に始まり、社債が電子化され、そして2009年1月には上場会社の株券も電子化予定である。

その中、電子記録債権法が2007年6月に成立した。電子記録債権は、新たに設置される電子債権記録機関が備える記録原簿に記録することを発生、譲渡の要件とする新たな類型の金銭債権を作り、その流通を促進するという、欧米に先例の無い金融イノベーションである¹⁾。もともと、政府が策定したe-Japan重点計画で、中小企業の資金調達施策として検討が始まったものであるが、その後、手形の代替や売掛債権の流動化に加えて、電子商取引への応用、CMS²⁾との連携、シンジケート・ローンへの応用など幅広い利用シーンが議論され、それらに柔軟に対応する制度として設計された³⁾。

この場では、まず、中小企業のファイナンスに関係が深いと見られる手形の代替と売掛債権の流動化シーンを紹介し、次に、仕組み上は可能と見られるローン事務合理化への活用についてとりあげる。

手形の代替

日本では、企業間取引に手形が多く利用されてきたが、1980年代より、大手企業がバックオフィス業務合理化の一環として、印紙税負担や保管・運搬費用がかかる手形からの離脱を進めた。とりわけ、信用力の高い大企業は、一括支払と呼ばれる仕組みを導入し手形利用を削減した。下請け業者は、受取手形を自らの取引銀行等に割引引いて貰う代わりに、大手企業の取引銀行が提供する一括支払サービスで早期に資金化するようになった⁴⁾。このよう

な経緯から、手形の交換金額は1990年のピークから、2006年にはその10分の1の478兆円にまで減少した。

もっとも、中小企業など信用力に劣る企業では、一括支払方式の利用は難しい。そのため、手形による支払が残っており、資金受払業務の合理化が遅れている。例えば、手形に係る印紙税の負担だけ見ても、全国で年間2400億円くらいはあるのではないかと見られている⁵⁾。また、社会全体で見ても、利用企業における保管、金融機関における手形取扱い機能や手形交換所の維持に、少なからぬ固定費がかかっていることは想像に難くない。

電子記録債権は新しい金銭債権であり、手形法は廃止されないので、法制度上は両方存在できるが、インフラのコストを考えれば、代替による移行が効率的であろう。無論、使い慣れた手形からの移行に抵抗感を覚える事業所は少なくないであろう。ここでは、金融機関が、合理化メリットの還元を十分に説明することや、補完手段の提供、例えば、ATMやモバイルバンキング、申込書による発生／譲渡記録の受付など代替手段を提供することが求められよう。金融機関には手間であるが、一方、売掛／買掛債権を発生時点から把握できるようになり、中小企業の信用状態をより正確に把握することで、リレーションシップを深耕する手段になりうると考えられる。

売掛債権の流動化

企業が販売代金を受け取る手段は手形に限られない。資本金1億円未満の中小企業のバランス・シートおよび受取手形割引残高を見ると、販売代金のうち、手形で受け取っているものは4分の1程度で、残る4分の3は売掛金として計上されている。この売掛金は、民法上の指名

NOTE

- 1) 韓国は電子売掛債権と電子手形を推進している。
- 2) キャッシュ・マネジメント・システム
- 3) 想定される利用シーンについては、経済産業省研究会の、第二次報告(2007年5月)、中間報告(2007年2月)、電子債権プログラム(2006年)、電子債権構想(2005年)、また、大垣尚司「電子債権」(2005)が詳しい。
- 4) 下請法は、下請け業者が手形による受取を望めば、それを残すことを認めており、概ね、2割程度が手形による支払として残っていると見られている。
- 5) 手形に係る印紙税が平均3bp(0.03%)、仮に毎年の手形発行額が手形貸付も含めて800兆円あるとして計算(磯崎哲也事務所)。
- 6) 手形や指名債権との関係、電子記録債権の必要性の考え方は、小野ほか「電子記録債権の仕組みと実務」、麻生「新しい電子記録債権法のしくみ」が詳しい。
- 7) なお、法制度上は、譲渡禁止の特約を記録できることとなったが、電子債権記録機関の業務規定により、記録できないようにすることも可能とされている。
- 8) 記録機関は主務大臣の指定を受ける必要があるが、電子債権記録業およびこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができないとされている。
- 9) 事務の合理化効果に、金銭消費貸借契約書の不正利用などのリスク低減効果を加味すれば、その意義はさらに高まると考えられる。

債権であり、取引の当事者の合意のみにより発生させることができるものである。そのため、第三者には「見えにくい」債権であり、受取手形に比べてファイナンスへの活用が難しい。例えば、指名債権の譲渡にあたり債務者の合意が必要な場合が多いが、「そんなに資金繰りが厳しいのか」と、あらぬ疑いを持たれる心配が拭えない。譲渡禁止の特約が付けられることも少なくないという。譲渡可能な場合も、債権の二重譲渡でないことを、金融機関が登記所に確認する手間とコストが無視できない⁶⁾。

電子記録債権は、これらの問題に対し、第三者が債権の存在と二重譲渡の有無を容易に確認できるようにする手段として制度化された⁷⁾。そして、売掛債権を担保としたファイナンスが、今の手形割引並みに広まれば、中小企業には資金調達手段の多様化の恩恵が生まれる。金融・資本市場から見れば、中小企業の信用リスクという、新たな資金運用手段につながる。電子記録債権自体の取引のほか、数多く集めて証券化することができる。

もっとも、これまで見てきた手形の代替や売掛債権の流動化は、関係する金融機関や企業数が多いため、合意の形成には相当の期間を要する可能性がある。また、手形の代替は着実な需要が見込めるが、成長性に乏しい。売掛債権の流動化は債権譲渡禁止の扱いが、業務規定に委ねられており、需要は流動的である。このように、中小企業の資金調達手段としてだけでは、想定される市場の拡がりに限界があり、専業とされる電子債権記録機関の設立・運営コスト負担が大きな課題となっている⁸⁾。

への利用が考えられる。電子記録債権の発生記録における記録事項を詳しく見ると、必須的記録事項と任意的記録事項の2つの部分に分かれる。前者は、金額や支払期日、債権者や債務者の氏名または名称および住所、記録番号、電子記録の年月日といった、債権として成立するために必要な情報である。後者は、支払い方法についての定め(分割払の方法により債務を支払う場合にあっては、各支払期日ごとに支払うべき金額を含む)や、利息、遅延損害金または違約金についての定め、期限の利益の喪失についての定め、紛争の解決の方法などを記録することができるとなっている。

これらを利用すれば、現在は金銭消費貸借契約書を使っている各種ローン、例えば企業向かいでは複数の金融機関が関係するシンジケート・ローン、個人向かいでは長期にわたる契約書書面や返済記録を安全に保管する必要がある住宅ローンなどの管理に応用できるのではないだろうか。電子記録債権を応用して、債権を集中管理すれば、管理に係る事務コストは大きく軽減されよう⁹⁾。

このように考えれば、電子記録債権は、様々な金融ビジネスの業務プロセスを大きく変えるポテンシャルを持つといえる。目下、2008年12月までの施行に係る政省令が検討されており、その内容や利用者ニーズいかん、実際の使われ方が変わる可能性もあるが、日本独特の金融イノベーションの実現に向けた取り組みが注目される。



ローンへの応用

中小企業ファイナンス以外では、ローン業務の合理化

Writer's Profile



片山 謙 Ken Katayama
 金融 IT イノベーション研究部
 上級研究員
 専門は金融 IT 調査
 focus@nri.co.jp